

## 【テレ岸 4K メンバースカード提携店規約】

### 第1条(目的)

株式会社テレビ岸和田(以下、「当社」)は、弊社が持つ各種媒体を通して、提携店の顧客増を図るための PR 活動を行います。また、提携店が会員に対して特典の提供などを行うことにより、地域の活性化に寄与することを目的とします。

### 第2条(提携店登録申し込み)

提携店への登録希望者は、当社の定める「テレ岸 4K メンバースカード提携店規約」(以下、「本規約」)に同意し、当社ホームページの専用フォームより申込みものとします。

ただし以下の場合、当社は申し込みを拒否できるものとします。

- 1) 申込内容に虚偽の記載があった場合
- 2) 違法であるもの、反社会的勢力等が経営に実質的に関与していると認められる場合
- 3) 生命および身体に危険をおよぼすおそれがある場合
- 4) 射幸心をあおるもの
- 5) 他の提携店、会員その他第三者の著作権、商標権、意匠権、特許権等知的財産権を侵害する場合
- 6) 他の提携店、会員その他第三者の財産またはプライバシーを侵害する場合
- 7) その他会員に提供する商品またはサービスとして不適正である場合、当社の業務にふさわしくないと判断した場合

### 第3条(提携店の義務)

提携店は、会員が会員証を提示した場合に特典の提供を行うものとします。

2. 提携店は、提供する特典の内容及び提携店の業務の内容が弊社の信頼及び品位を損ねることのないようにします。

### 第4条(変更)

提携店は、店舗の閉鎖および住所、店舗名、電話番号、特典内容、その他申し込み事項に変更があった場合、速やかに当社に報告するものとします。

### 第5条(提携店権限の停止、抹消)

当社は下記の一つでも該当する事態が生じた場合、何らの催告をすることなく直ちに提携店登録を停止し、また抹消することができるものとします。

- 1) 第2条規定の事由に該当するなど本規約に定める事項に違反したとき
- 2) 提携店が強制執行を受け、もしくは会社更生、破産、民事再生の申立がなされた場合、または手形の不渡り処分がなされた場合

#### 第6条(解約)

提携店登録を都合により解約する場合、当社ホームページの専用フォームより届け出ることとします。

#### 第7条(損害賠償・免責)

提携店は、本規約に関連する業務により当社に損害を与えた場合、その損害を賠償するものとします。

2. 提携店は、会員その他第三者との間でトラブルが発生した場合、提携店の責任で解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。

3. 当社は「テレ岸 4K メンバーカード」の運営中止、中断、変更により、提携店が損害を被った場合、一切の責任を負わないものとします。

#### 第8条(規約の変更)

当社は、提携店に事前に通知することなく本規約を変更できるものとします。

#### 第9条(協議事項)

本規約に定めのない事項については、相互に誠意をもって協議の上、解決するものとします。

#### 第10条(専属的合意管轄裁判所)

提携店と当社との間で訴訟の必要が生じた場合、岸和田支部岸和田簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第11条(付則)

この規約は令和3年1月8日から実施します。

個人情報の取り扱いについて(プライバシーポリシー)は  
テレビ岸和田「個人情報保護に関する基本方針」に準じます。